

判定士だより

'96 秋号

VOL-4



神奈川県建築物震後対策推進協議会

'96 秋号……目次

◇応急危険度判定制度の充実を目指して	1
◇特集1 判定調査模擬訓練・参集訓練	2
◇特集2 阪神・淡路大震災1年後の北淡町を訪ねて	7
◇協議会ニュース	
講習会実施状況	9
判定士登録状況	9
判定作業中の事故補償について	10
全国被災建築物	
応急危険度判定協議会設立について	11
判定士会の設置について	11
◇Q & A	
講習会での質問に対する回答	12
◇トピックス	
神奈川新聞記事	13

表紙写真

平成8年2月14日に実施した第3回応急危険度判定調査模擬訓練・参集訓練において、下げ振りで建物の傾斜を計測する判定士

(本紙2~6ページ参照)

応急危険度判定制度の充実を目指して

神奈川県建築物震後対策推進協議会会長

(神奈川県都市部長) 水澤 紘之



阪神・淡路大震災が発生してから1年半あまりが経過したわけですが、未だにあの時の被災状況が鮮明に思い起こされます。復興事業も着々と進められていますが、現在も大勢の方々がご自宅に戻れず応急仮設住宅で生活されていると伺っています。

ここ数年大きな地震が頻発しておりますが、今年にはいってからも3月の「山梨東部地震」や8月の「8.11 宮城県北部地震」などマグニチュード6クラスの地震が発生し、大きな被害を与えたことは記憶に新しいことと思います。行政としても今まで以上に地震に対する準備、体制づくりを進めておかなければいけないと痛感しております。

さて、本県では地震対策の一環として、県と市町村の連携のもと、全国に先駆け平成4年度から皆様方応急危険度判定士の養成を行ってまいりました。おかげさまで、現在のところ約8,000名にのぼる多くの方々に判定士として登録いただいております。

はからずも阪神・淡路大震災では、わが国で初めて本格的な応急危険度判定が実施され全国の注目を集めましたが、皆様のご協力をいただき、本県は建設省の要請にいち早く応え多くの判定士を派遣するとともに、判定士の方々には現地でリーダー的な役割を果たしていただいたところであります。

この大震災における判定士の活躍から、昨年7月に改正された国の防災基本計画では、建設省及び地方公共団体が応急危険度判定を行うことが盛り込まれ、現在、各都道府県において、判定士の養成と登録が進められております。

一方、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、応急危険度判定をより迅速にまた的確に実施するため、建設省や全都道府県等からなる「全国被災建築物応急危険度判定協議会」が平成8年4月5日に設立されました。

この協議会では、判定方法の標準化や都道府県間の相互支援体制の整備などの検討が進められておりますが、本県においても今年度から判定活動を行う際の災害補償制度や判定用資機材の整備等、判定士の皆様が安心して活動できるような環境づくりに取り組んでいます。

本協議会では、これからもこの震後対策に全力をあげて取り組んでいきたいと考えておりますが、この事業を支えていただくのは、何と言いましても判定士の皆さんでございますのでどうかこれからもご支援とご協力をお願いいたします。

判定調査模擬訓練・収集訓練

実際の被災時に円滑かつ迅速に応急危険度判定を行うために、神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下、協議会）では、大規模地震を想定した実践的な模擬訓練を行政と判定士が一体となって、平成5年度より実施しています。

平成7年度は横須賀市営の既存木造住宅（池上団地）を使用し、横須賀市と共に平成8年2月14日に実施しました。

1. 模擬訓練概要

(1) 対象建物と仕掛け工事

今回対象とした建物は、築後40年以上を経過し老朽化が進んだことにより、解体予定となつた木造住宅6棟を使用して行いました。

過去2回の訓練では、大規模地震を想定した荷重を既存建物に加え、耐震性を調査しながら变形破壊状況を発生させる被災度調査実験を行い、判定調査対象建物としました。実験で得たデーターは収集・解析等を行い、今後の補強対策等の耐震改修に役立てようとするものでした。

今回対象とした木造住宅は、平成5年度に開成町で実施したものと建築時期、規模等がほぼ同等

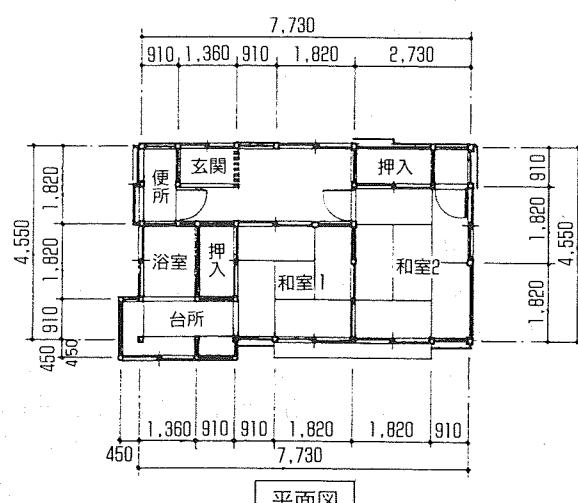
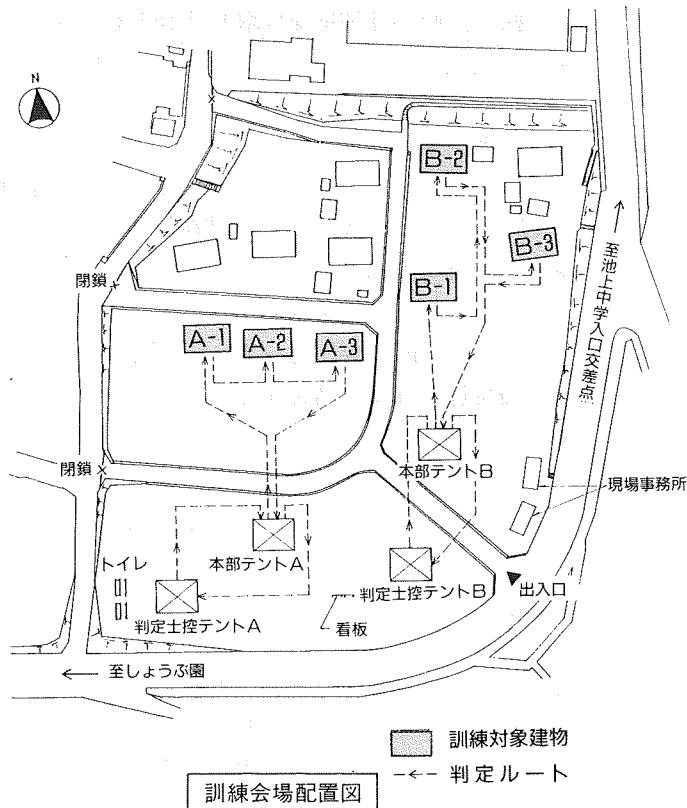
であることなどから、実験は行わずに判定調査が実施できる破損状況を造り出すことにしました。

対象建物は在来工法木造平屋建の住宅で、床面積：約35m²、屋根：セメント瓦、外壁：押縁下見板張り、内壁：小舞真壁

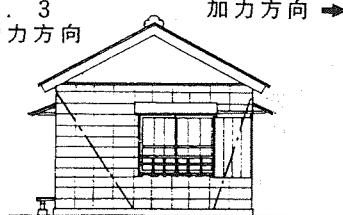
仕掛け工事の計画にあたり、柱、梁や壁等の建物の一部に力を加え損傷状況を造り出そうとすると、その部位、部材だけが破壊する恐れがあるため、建物全体を傾斜させながら破損状況を発生させることにしました。南北の軒桁にH鋼を添わせ、ワイヤー（またはブレース）で相互を緊結させ、軒桁の位置でほぼ水平に重機で引っ張りました。

6棟の建物を3棟づつ2組（Aグループ、Bグループ）とし、それぞれAランク、Bランク、Cランクの3段階の損傷状況を造り出すことにしました。構造体のみならず、二次部材にも被害が発生した状態とするため、屋根瓦をずらす或いは一部を落下させるなど作為的に手も加えることにしました。

また、その内の1棟（B-1）は加力時に構造耐力上重要な『筋かい』が破断し、判定調査の重要なチェック項目となりました。



A - 1 . 2 . 3 B - 1
← 加力方向 →



(2) 訓練手順

判定調査に要する時間的な制約などから、参加協力いただける判定士の皆さんを約100名とさせていただきました。

① 参集訓練

電話連絡訓練は、模擬訓練前日の2月13日に実施し、訓練当日に現地判定実施本部とした会場近くの市立しょうぶ園に参集することにしました。

(a) 伝達訓練

平成8年2月13日(水)午前6時30分に発生した南関東地震により、横須賀市中部地域一帯に建物被害が多数発生しているという想定で実施し、本年度は行政庁間緊急電話連絡網を使用しての訓練から開始しました。

● 横須賀市災害対策本部：

応急危険度判定実施を2月14日より開始することを決定、地元判定士への協力要請の検討と協議会事務局（県、建築指導課）へ判定士派遣の応援要請の依頼を行う。

● 協議会事務局（県、建築指導課）：

横須賀市からの派遣要請を受け、各市町村判定主務課（判定士会支部担当課）に、行政庁間緊急時連絡網により、判定実施と判定士派遣要請の依頼を行う。

● 判定主務課（各市町村）（18：30に開始）：

判定士派遣要請を受け、電話連絡網（訓練用）のリーダー、または、個々の判定士に直接協力要請を行う。

● 横須賀市：

地元判定士に協力要請を行うため、電話連絡網（訓練用）のリーダーに連絡する。

● 判定士：

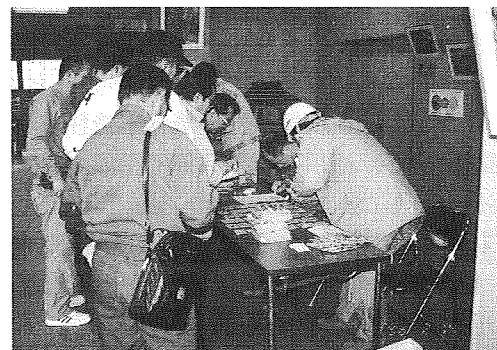
連絡を受けた判定士は電話連絡網により、判定実施による協力要請、被害状況の概要と、集合場所、集合日時及び参加協力の意思等を順次先送りに伝えていき、最終の判定士は、自分の属する班の参加協力判定士の氏名（自分を含め）と連絡が取れない判定士の氏名をリーダー、または、判定主務課に連絡する。

(b) 参集訓練

2月14日(木)午前11時に現地判定実施本部に参集しました。

● 判定士：受付でコーディネーターに認定証を提示するとともに、氏名と所属の判定士会支部名の申告を行う。

● 災対本部：コーディネーターが判定備品（腕章、手帳等）の確認を行う。



参集訓練受付け風景

② 調査模擬訓練

訓練参加判定士の皆さんには、開催地である地元横須賀市より48名、県内各地域より50名の選出された方々に参加ご協力をお願いしました。

判定士の皆さんには、A、Bの2グループに分かれ、それぞれの控えテントより2人1組となって本部テントに向かい、コーディネーターより被害状況の説明と指示を受け、判定調査表、判定標識、下げ振り、傾斜計等を受け取り調査を行いました。

● 判定調査：

外観目視を原則に判定調査表の項目に沿って調査判定を行う。

建物の傾斜に関しては、必要に応じて下げ振り、傾斜計を使用して計測する。

● 判定結果の表示：

総合判定結果を求め、該当する判定標識の『危険』(赤)『要注意』(黄)『調査済』(緑)を玄関付近の外壁に貼付する。

● 報 告：

3棟の建物を調査判定後、本部テントに戻り、コーディネーターに判定結果と特記事項等の報告を行う。

今回の訓練実施にあたり、横須賀市はもとより建築関係団体をはじめ、数多くの皆さんにご協力をいただきました。訓練指導に当たっては、応急危険度判定制度の日本における第一人者である

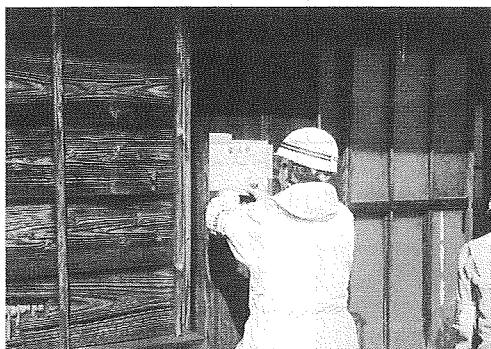
東京大学生産技術研究所の岡田恒男教授と、千葉大学工学部の村上雅也教授にお願いしました。ご協力、ご指導に対して改めてお礼申し上げます。



訓練説明を受ける判定士の皆さん



模擬訓練風景



調査結果に基づき判定標識を貼る判定士



コーディネーターへ判定結果の報告をする判定士

2. 模擬訓練の結果

(1) 参集訓練

電話連絡訓練は2月13日18時30分、各判定主務課より開始しました。

横須賀市では、実際のものと同様の訓練用電話連絡網を使用して伝達訓練を行いました。連絡網の最後の判定士が連絡を受けた時間の最も遅いグループは、既に21時を過ぎていました。

(2) 判定調査訓練

判定調査対象建物は、A、B両グループとも3棟をほぼ3段階『Aランク』『Bランク』『Cランク』の傾斜で設定しましたが、落下物等の非構造部材の項目も調査していただくために、作為的に屋根瓦をずらすなど手を加えたことにより、複雑さが加わり、個々の項目のランク分けに食い違いが生じ、総合判定結果の判断が分かれることとなりました。

また、判定調査表の記入の仕方や、総合判定結果と貼付された判定標識の食い違いも多少ありましたが、ほぼ妥当な結果を得ることが出来ました。

(表1、2、3)

表1. 建物の損傷状況

項目	A-1	A-2	A-3	B-1	B-2	B-3
建物傾斜	1/71	1/15	1/50	1/14	1/28	1/55
内装	一部剥落	全面的に剥落	大きなひび割れ	剥落あり	ひび割れ	一部にひび割れあり
落下物	屋根瓦	一枚落下	一部にずれ	棟瓦一部にずれ	棟瓦一部にずれ	
	ガラス	一部落下	一部破損	一部破損	一部破損	
その他		木建具・サッシ類開閉不能		木建具・サッシ類開閉不能 筋かい破断		

特 集 1

表2. Aグループの判定結果集計表(24組)

建物名称 項目	A-1				A-2				A-3			
	Aランク数	Bランク数	Cランク数	未記入	Aランク数	Bランク数	Cランク数	未記入	Aランク数	Bランク数	Cランク数	未記入
(構造・仕上)												
1. 建物不動沈下	22	2	1		17	4	3		20	3	0	1
2. 1階の傾斜	18	6	0		2	5	17		10	12	1	1
3. 内外装仕上	9	11	2	2	1	6	17		7	14	1	2
(落下物)												
4. 屋根	20	3	0	1	11	8	4	1	21	1	1	1
5. 外装材	22	1	0	1	9	7	6	2	21	1	1	1
6. ガラス	5	10	8	1	0	0	0		21	1	1	1
総合判定	2	11	4	7	0	1	14	9	1	14	0	9
(未記入箇所)												
判定結果	7											7
調査日時	10											3
氏名												1
認定番号	1											1
その他調査	9											10
判定標識	調査済	要注意	危険		調査済	要注意	危険		調査済	要注意	危険	
貼付数	2	20	2		0	0	24		1	22	1	

注1) 1つの項目に複数チェックをしているものは厳しいランクの方を採用した。

表3. Bグループの判定結果集計表(25組)

建物名称 項目	B-1				B-2				B-3			
	Aランク数	Bランク数	Cランク数	未記入	Aランク数	Bランク数	Cランク数	未記入	Aランク数	Bランク数	Cランク数	未記入
(構造・仕上)												
1. 建物不動沈下	18	6	1		18	5	2		24	0	0	
2. 1階の傾斜	0	3	21	1	0	24	1		5	19	1	
3. 内外装仕上	1	11	12	1	3	14	8		20	4	0	1
(落下物)												
4. 屋根	5	8	11	1	4	11	10		23	2	0	
5. 外装材	3	12	9	1	8	12	5		23	2	0	
6. ガラス	4	5	15	1	3	9	13		25	0	0	
総合判定	0	1	24		0	11	14		6	17	1	1
(未記入箇所)												
判定結果	3											3
調査日時	7											6
氏名												3
認定番号	3											13
その他調査	7											
判定標識	調査済	要注意	危険		調査済	要注意	危険		調査済	要注意	危険	
貼付数	0	1	24		0	9	16		6	18	1	

注1) 1つの項目に複数チェックをしているものは厳しいランクの方を採用した。

3. 講評・検討会要旨

訓練終了後、参考集場所の市立しおぶ園研修室にて結果報告と講評を含めた検討会を開催しました。

岡田教授と神奈川県建築物被災度判定研究会の長能正武委員の話に、参加者は熱心に耳を傾け多くの質疑応答が繰り返されました。以下にその内容を要約して掲載させていただきましたので、参考にしていただければ幸いです。

講評・講師 東京大学生産技術研究所教授

岡田 恒男氏

株竹中工務店技術研究所主任研究員
(神奈川県建築物被災度判定研究会委員)

長能 正武氏

(岡田教授)

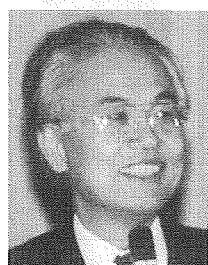
先ず阪神・淡路大震災の時は、神奈川県にいろいろお世話をなったことをお礼申し上げたい。

結果的に、約10万棟の半分をボランティアでカバー出来ました。多少、判定結果がバラツキましたが、トータル的には成功したと思っています。

平成8年度内には、全国で判定士の講習会や登録が行われる予定です。

現在一番問題なのは、判定士の権限と補償です。ボランティアとするのではいけないと言われてますが、この1年の間には何らかの結論ができると思われます。

本日の模擬訓練は、全体的にこんなに評価が揃うとは思っていませんでした。A-1 (4頁、表1参照) の建物の判定結果が「赤」「黄」「緑」の3種



類に分かれましたが、それぞれ皆さん判断した結果であり、訓練としては大変よかったです。個別に伺えば理由があるでしょう。想像するに、躯体は大丈夫だがガラスが割れている、このまま何も知らない人が住むのでは危ないから「赤」（危険）とする。全く正しい判定です。今後は、少しマニュアルを工夫して判定していただけることをお願いしたい。例えば、「黄」を貼って『ガラスに注意して下さい。』或いは、「赤」を貼って『ガラスを取り除けば使用可能』と書くなど、その時の状況を所有者、使用者に伝えればよいと思います。

この判定方法を私たち研究者で作った時（15年前）から、いろいろと議論がありました。

参加した研究者は、地震発生後に必ず現地調査に行き、その時個別に頼まれて学校などを判定していたような人、また、実験で得たデーターなどを持っている、例えば、実際の建物は何t位の力を加えれば倒壊するとか、特にRC造だとどこにどれくらいひび割れが入ると保有耐力の何分の1位まできている、或いはどこにひび割れが入ると深刻かなどの知識のある人に集っていただきました。

そして出来るだけマニュアル化することにしました。判定結果を揃えようとするには、1つの建物を5人位のドクターで研究しなければならない難しい問題です。しかし、応急危険度判定の性格上、大体揃うことを主眼において作ったので、本日の訓練ぐらいいの結果が得られれば大成功だと思います。

被災地にA-2のような平屋建の木造住宅があった場合、避難所と自宅のどちらで生活をするかの選択を強いられたら、自宅を選ぶ人が多いのではないかでしょうか。2階建であれば私からも『住まないで下さい』と言います。平屋建だと建築の専門家の皆さんには自分なら住むが、素人に住まれてはと判断に迷うのではないかでしょうか。本日の訓練でもそのような判断で安全な方の「赤」或いは「黄」と判定したのかと想像しています。

木造の傾斜にある1/20とは、1/20を越えたら倒壊して、手前なら倒壊しないという精度のものではなく、過去のデーターからの保有耐力に達する平均的な数字です。残留変形ですから今計って1/20であれば、実際にはその倍の1/10位は変形して、また戻ってきてる。2階建はそろそろ潰れ始め、平屋建はまだ持ちこたえる。実際の地震では搖

れています。うちで傾斜が「0」になる建物も出てきます。足元や壁の調査で揺れた大きさが確認出来るので、傾斜が1/20以下でも『Cランク』とする建物も考えられます。

マニュアルは1つの手掛かりです。皆さんの経験を少し加味して臨機応変に判定していただくことをお願いします。その内容は判定調査表、判定標識に必ず付記していただきたい。それが所有者或いは災害対策本部の集計時などの混乱を防ぐことになります。

私の経験では、災害とは相対的な感覚があります。A-1の建物の隣に倒壊している建物が10棟ほどあった場合、「緑」を貼る人が増えるのではないかでしょうか。難しいお願いですが出来るだけ正確な判断をしていただきたい。

この訓練は皆さん腕を磨くのがメインの目的ですが、このような訓練を実施していることが周囲の人々に聞こえていくと、防災意識も高まってくるのではないかでしょうか。市民の理解や予算など諸問題はありますが、100%の準備をしたつもりでも100%の防災は皆無です。

地震列島の日本に、完璧に安全でない街づくりでも安心して住めるように、是非ともこのような訓練を続けていただこうとお願いします。

（長能委員の意見）

ガラスの話しがありました
が、応急危険度判定とは、少
し大きい余震が来たときの安
全性の確保が最大の狙いです。

余震が来たときの危険性の
判断を少し加味していただく
ことをお願いします。

それと1回でも被災建物を
見ておくことが重要です。神奈川県の近くに小さい
地震があった時などを利用して、実際に被害を受け
た建物を見る機会をなるべく多く持たれた方がよい
と思います。

講習で習ったこと、訓練で得たことと、実際の建
物の壞れ方との相違がよく分かると思います。

今後全国的に組織ができると、都道府県単位
の連携が重要な課題になります。判定士の皆さんも
神奈川県の仲間というのではなく、全国の仲間との
協力がこれから課題になると思います。



阪神・淡路大震災1年後の北淡町を訪ねて

神奈川県都市部建築指導課
課長代理 佐藤嘉明

本年1月19日、兵庫県北淡町を視察する機会を得ました。訪問したのは、この町の中心である富島地区の都市整備事務所都市計画課で、丁度阪神・淡路大震災から1年ということからテレビは連日震災特集をしており、楠田課長さん（兵庫県からの出向）はプレス対応など大変ご多忙の様子でしたが親切に案内をしていただきました。

幸い穏やかな晴天の日でありましたが、やはり季節柄寒く、昨年神戸市東灘区で寒風の中仲間と応急危険度判定に当たった日々を思い出しました。短時間の取材ではありましたがあつたが大変貴重な話を伺うことができましたので、その一端を報告させていただきます。

まず兵庫県津名郡北淡町の地震被害基本データは次の通りです。

面 積	5,100ヘクタール
人 口	11,276人
所 帯	3,704所帯
死 者	38人
行 方 不 明	0人
負 傷 者	831人（重傷20人、軽傷811人）
崖 崩 れ	15箇所
仮 設 住 宅	12団地600戸
全半壊家屋所帯	2,208所帯（約60%）
自 衛 隊 支 援	31,788人（1/17～3/31）
ボランティア	6,900人（～4/28）

全半壊家屋は、神戸市と同様大半が瓦屋根の老朽木造住宅で、地区によっては70～80パーセントが倒壊しました。この都市整備事務所（NTTの鉄骨平屋建事務所を借りている）の道路向こうには、RC造4階建の県立農業高校が無傷で建っていましたが、不思議にも震度7の激震であったものの、この学校をはじめ非木造建物は余り被害を受けなかったとのことです。

また犠牲者38名は圧死のことですが、町内会単位の自治消防団が倒壊家屋の下敷きになった全員を一旦は救出し、生き埋め状態で亡くなった方はゼロとのことでした。特に1人ぐらし世帯のリストが消防団に手渡されており、1軒1軒を確認して廻った結果、行方不明者ゼロが当日中に確認できたそうです。

当時、電話回線はパンク状態となり庁舎内はパニックとなりましたが、消防本部からの救出指令は口コミによることで実効性を挙げたようです。

倒壊家屋の解体撤去は2,150件の申請があり、町が事業主体となって自衛隊の支援を受けながら作業を行い、市街地で3月中旬に、内陸山間部では5月中旬にほぼ終了しておりました。従って丘陵地帯の道路工事や急傾斜地の土留工事、改築中の住宅などは散見されたものの、生々しい震災の傷痕を見ることはありませんでした。

この訪問での最大の関心事は、何といっても活断層の動いた跡を見るにありました。案内された現地は北淡町市街地の北側で、車で10分程のゴルフ場造成現場内（バブル経済崩壊の影響で現在工事休止中であった）にありました。ずれた地盤は永久保存とのことで、フェンスで囲い青いシートがかぶせてあり、直接見ることはできなかったのですが、それに接続する道路や測溝も上下、左右に動いた跡があり、自然の力の大きさを十分知ることができました。（写真1、2、3）



写真1 永久保存用活断層
左の四阿はゴルフ場開発に伴う地元環元用



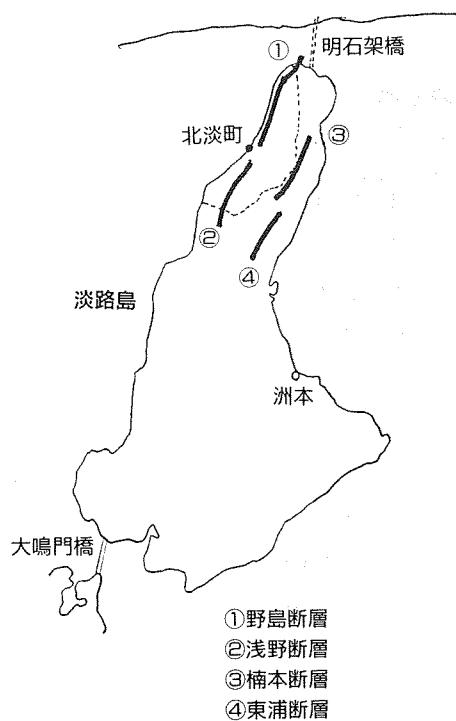
写真2 ゴルフ場造成用道路、右肩が50cm位持上っている 陥落部をのぞいているのが筆者



写真3 ゴルフ場造成地から見た北淡町市街(右奥)
道路中央が楠田課長

淡路島はもともと神戸の六甲山系と連続していたもので、地殻の変動による明石海峡の陥没で切斷され形成された島だそうです。基盤層は六甲山と同じ花崗岩で、山間丘陵部は段々畑状の水田（棚田と呼んでいる）と灌漑用の池が多く、狭い海岸沿いの平地に、漁村から発展した市街地が密集しています。規模の大小はありますが、断層の位置が山塊基盤層と海岸砂層堆積部のすりついた地域にあった点は神戸と同じです。私達が見た断層跡は海岸線に沿って、約9キロメートルあると想定される野島断層の一部であるとのことでした（図参照）。また井戸涸れや井戸水の温度上昇、ため池の水抜けなどの地下水脈の変動もあったようでした。

図、北淡町周辺活断層



最後に、町の震災報告における今後の防災計画の見直しの中で次のような点が記述されていましたが、私達にとっても良い教訓になると思いました。

1. 災害のない町という安心感があった。特に地震予防は想定していなかった。
2. 火災、水防対策は万全を期していたため、二次災害を防ぐことができた。
3. 机上の計画は無防備に等しく、実地訓練の徹底を痛感した。
4. 避難場所の周知徹底が不備だった。実際住民は右往左往した。夜間であれば避難パニックになっていた。
5. 災害はすべての近代通信設備器機を遮断してしまう。

北淡町は、震災前は都市計画区域外でしたが、震災後の2月7日に都市計画区域指定を行い、現在震災復興土地区画整理事業と住環境整備事業を導入して、災害に強い快適な町づくりを鋭意推進しています。神戸と同様地元の合意がなかなか得られず、都市整備事務所は日夜調整にご苦労されています。壮大な明石架橋も間もなく完成するとのことで（写真4）北淡町に限らず、淡路島の地域振興ポテンシャルは大変高いものがあります。最新建設技術と淡路島の優美な山野が織り成す美しいコントラストを見るにつけ、一日も早い完全復興を願わずにはおられませんでした。

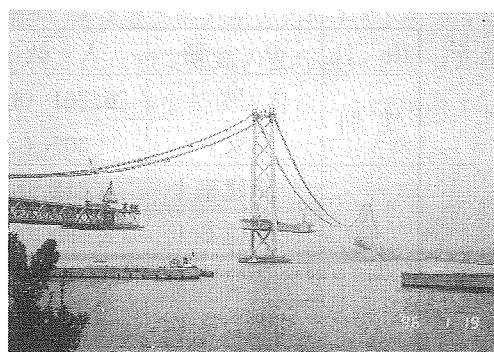


写真4 淡路島岩屋地区から見た明石架橋

協議会ニュース

■講習会実施状況

(平成4年度)

7月27日の横浜ワークピアでの開催を皮切りに、県内各地域で合計28回開催し、2,155名（一般1,663名、行政職員492名）の方々にご参加いただきました。

(平成5年度)

上半期と下半期の2期に分け、横浜市内を中心に県内各地域で合計20回開催し、1,518名（一般1,428名、行政職員90名）の方々にご参加いただきました。

(平成6年度)

平成5年度と同様に2期に分け、横浜、川崎を中心とし、県内各地域で20回、また3月には行政職員を対象に1回、合計21回開催し、1,774名（一般1,450名、行政職員324名）の方々にご参加いただきました。

(平成7年度)

上半期は横浜、川崎、厚木、平塚で6月14日から7月26日までの間に7回開催し、下半期は、県内各地域で8月31日から11月29日までの間に計13回の合計20回を開催し、2,931名（一般2,854名、行政職員77名）の方々にご参加いただきました。「阪神・淡路大震災」における応急危険度判定士の活躍による

反響が大きく、定員を遥かに上回る申込をいただきました。

(平成8年度)

昨年までの4年間で6,000名の判定士の登録を得ることを目標にして参りましたが、おかげを持ちまして目標を遥かに上回る登録をいただきました。

協議会では「阪神・淡路大震災」における建築物の被害状況と判定活動をかんがみ、県下に大規模地震が発生した場合を想定すると最低でも10,000名の判定士が必要であると判断しました。前年度までに比べると回数は削減しますが今年度以降も引き続き講習会を開催することとなりました。

上半期は横浜、川崎、藤沢で6月27日から7月31日までの間に3回開催いたしました。下半期は9月13日から11月13日までの間に横浜2回、相模原、平塚の計4回を計画をしております。

■判定士登録状況

一般の方で平成7年度末までに判定士の認定申請をしていただき、登録された方は7,068名（受講者の95.6%）となっております。

表1に登録された判定士を性別、資格、年齢、職業別にまとめてみました。

表2は居住地別の判定士登録状況をまとめたものです。

表1 判定士登録者の分類

項目	分類	人 数 (%)	項目	区分	人 数 (%)
性別	男	6,761 (95.66)	職業	設計監理業	2,364 (33.45)
	女	307 (4.34)		建設業	3,718 (52.60)
資格	一級建築士	4,612 (65.25)		保守管理業	145 (2.05)
	二級建築士	2,309 (32.67)		製造業	74 (1.05)
	木造建築士	62 (0.88)		団体	87 (1.23)
	調査資格者	85 (1.20)		不動産業	129 (1.83)
	20才代	313 (4.43)		教育・研究	36 (0.51)
年齢	30才代	1,557 (22.03)		警察・消防	13 (0.18)
	40才代	2,522 (35.68)		公社・公団	25 (0.35)
	50才代	1,697 (24.01)		その他	350 (4.95)
	60才代	822 (11.63)		無職	127 (1.80)
	70才代以上	157 (2.22)	(注)行政職員は除く		

協議会ニュース

表2 居住地別の判定士登録状況

平成8年3月31日現在(人)

市区町村名	登録者数	市町村名	登録者数	市町村名	登録者数	
横浜市	鶴見区	162	横須賀市	328	葉山町	52
	神奈川区	176	藤沢市	374	寒川町	33
	西区	51	相模原市	463	大磯町	31
	中区	91	鎌倉市	184	二宮町	27
	南区	143	厚木市	178	中井町	7
	港南区	213	平塚市	219	大井町	12
	保土ヶ谷区	202	小田原市	224	松田町	9
	旭区	257	秦野市	103	山北町	13
	磯子区	163	茅ヶ崎市	179	開成町	6
	金沢区	202	大和市	154	箱根町	19
	港北区	211	逗子市	68	真鶴町	12
	緑区	123	三浦市	22	湯河原町	28
	青葉区	150	伊勢原市	60	愛川町	40
	都筑区	95	海老名市	83	清川村	2
	戸塚区	195	座間市	73	城山町	7
川崎市	栄区	113	南足柄市	49	津久井町	16
	泉区	117	綾瀬市	43	相模湖町	5
	瀬谷区	107			藤野町	9
	小計	2,771				
	川崎区	135				
	幸区	115				
	中原区	111				
多摩市	高津区	90				
	宮前区	88				
	多摩区	102				
	麻生区	91				
	小計	732	小計	2,804	小計	
					328	
県内計				6,635		
都道府県名	登録者数	都道府県名	登録者数	都道府県名	登録者数	
東京都	313	茨城県	2	静岡県	12	
千葉県	58	栃木県	3	北海道	2	
埼玉県	40	山梨県	1	鹿児島県	2	
県外計				433		
合計				7,068人		

■判定作業中の事故補償について

判定士が活動中に不慮の事故に遭遇した場合について、どの様な補償がなされるのかというご質問、ご意見が講習会で数多く寄せられています。

判定士だより1号のQ&A及び講習会では「災害対策基本法の改正がなされるまで、協議会では損害保険による事故補償についていろいろと調査、検討を重ねております。」と、回答・説明させていただいております。県下に大きな被害を与えるような

地震は何時発生してもおかしくない現在、判定士の皆さんのが安心して判定作業をしていただくために、早急に解決しなくてはいけない問題です。

協議会では地震発生前より、損害保険会社と事故補償の保険契約を行うことにしました。判定士の皆さんに協力要請をお願いする協議会が担保し、登録されている全ての判定士の皆さんを対象に、損害保険会社と傷害保険包括契約を天災危険特約付きで、締結いたしました。主な保険金額と内容は以下のと

おりです。

保 险 金 額 (被保険者 1 名当り)	
死亡・後遺障害	2,000万円
入院日額	5,000円／日
通院日額	3,000円／日
保 险 内 容	
管理下中の範囲	協議会の要請を受け、判定士としての活動をすることを目的とした経路で、自宅を出てから、帰宅するまでの期間

この保険契約の対象外となり、保険金が支払えない主な場合は以下のとおりです。

1. 故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為
2. 自動車などの無資格運転・酒酔運転及び幻覚剤使用等による正常でない運転
3. 脳疾患、疾病、心神喪失
4. 危険な運動中（山岳登はん等）の事故
5. 「むちうち症」または「腰痛」の他覚症状のないもの
6. その他

その他詳細に関しては協議会事務局（県、建築指導課）に「応急危険度判定士に対する傷害保険約款」を備えてありますので、閲覧を希望される方は電話連絡後お越し下さい。

■全国被災建築物応急危険度判定協議会設立について

阪神・淡路大震災における応急危険度判定士の活動は、被災建築物の余震等による二次災害を防止しするという目的として、十分に市民の期待に応える結果となり、災害応急対策の一環としての役割を果たすものがありました。その成果と災害直後の混乱期においての全国的な組織対応の必要性を痛感し、国と都道府県は「全国被災建築物応急危険度判定協議会」（以下、全国協議会）を平成8年4月5日に設立しました。

全国協議会は応急危険度判定をより迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の方法や都道府県間相互の支援等に関して事前調整を行い、実施体制の整備を行っていくことを目的としています。この全国協議会には必要と考えられる建築関係団体も参画し、官民一体となった組織体制で制度の整備を進めています。

会長は大阪府建築部長。神奈川県からは県都市部長（協議会長）が幹事を引き受け、判定士の皆さんのご意見、ご要望等を参考にしながら全国協議会へ積極的に取り組んでおります。

今後の活動状況及び整備された内容は「判定士だより」などで皆さんにお知らせする予定です。

■判定士会の設置について

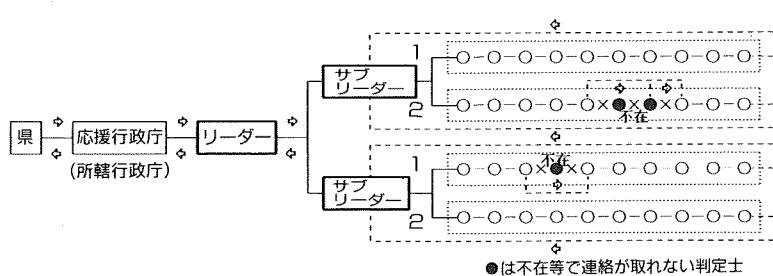
緊急時の電話連絡網の整備等を目的として、協議会では判定士会を設置しました。

判定士の皆さんのが実際の派遣時に円滑かつ迅速に協力要請の連絡が伝わることと、日常より行政側と判定士の皆さんとの間でコミュニケーションを図るなどの連絡調整が可能なように、判定士会には行政単位で支部を置くこととしました。判定士の皆さんには居住地の支部に所属していただき、県外居住者は勤務先所在地の支部に所属していただくこととします。

また、リーダー等の電話連絡などのまとめ役は、判定士の皆さんよりご意見を伺うなどして選出されるべきですが、現段階で全ての方からご意見等をいただくのは困難であるため、協議会で選出させていただきました。支部によっては暫定的なかたちでお引き受けいただいておりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

今後は各支部単位で電話連絡網を使用しての訓練等を予定しておりますので、その折にはご協力をよろしくお願いします。

電話連絡を最初に受けていただく判定士をリーダーとして基本的な流れのパターンを下記にしめします。



■ 講習会での質問に対する回答（その3）

講習会では質問票を配布させていただき、皆さんから多数のご質問やご意見、ご要望をいただいております。改めてお礼申し上げます。

その内容は多岐に亘っておりますが、特に昨年1月の阪神・淡路大震災において、わが国で初めて応急危険度判定が実施されたことにより、昨年寄せられた内容は判定士の実際の活動を踏まえた具体的な質問、及びご指摘を数多くいただきました。

今回は今までいただいた質問の中から、数項目についてお答えします。現在、検討中であり未解決の項目や応急危険度判定を含め、地震対策全般について国を含め全国規模で検討されており、現段階でお答えしにくい項目が数あることをご了承下さい。

協議会では、皆さんからのご意見、ご指摘等を参考とさせていただきながら、国及び他地域と検討調整を行っていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

項目・No.	質問	回答
講習会・認定など	21 更新時には講習を受ける必要はあるのか。	<p>来年度（平成9年）より更新が始まり、初年度（平成4年）登録者の更新年度になります。登録より5年を経過し、その間にはいくつかの大きな地震が日本列島を震撼させ、多くの犠牲者を出すことになりました。建築物に関しても大きな被害を受ける結果になりました。また、阪神・淡路大震災においては日本で初めて応急危険度判定が行われ、神奈川県の判定士も現地で活動しました。</p> <p>このような状況を踏まえ協議会ではより一層の制度の整備と充実を現在進めております。その一環として、認定証の更新時に再講習を実施することを現在検討しています。任意で希望者を募る予定で、強制するものではありませんが、更新対象者にはご通知等致しますのでご協力をよろしくお願いいたします。</p>
判定活動等	22 判定基準、判定調査表は全国統一となるのか。	<p>現在講習会でご説明している判定基準は国の基準に準拠しています。</p> <p>ニュース欄でもお知らせしたように「全国被災建築物応急危険度判定協議会」が設立され、都道府県間の相互支援体制等を考慮して、判定調査表、判定標識などを全国統一化することで検討が進められています。</p> <p>講習会でご説明した判定基準は変わりませんが、判定調査表などは書式が若干異なることが考えられます。</p> <p>全国標準化となりましたら、判定士だより等にて皆さんにお知らせする予定です。</p>
	23 判定資機材等は実際に使用できるものを創意工夫した方がよい。（分度器に糸と重りを付けたものなど）	<p>阪神・淡路大震災で活動した判定士によると建物の傾斜を計測するのに、下げ振りとコンベックスが有効であったと聞いています。</p> <p>協議会でも全ての判定士員数分は整いませんが、下げ振り等の判定備品を今年度より多少揃えてまいります。</p> <p>実際の判定時には下げ振り等は出来るだけ、ご持参いただけますようお願いいたします。</p>

大震災で被害を受けた建物を引き続いでも利用することができるかどうかを調べる「応急危険度判定士」の模擬判定訓練が十四日、横須賀市池上の市営住宅で実施され、県内各地の判定士百人が参加した。この訓練は一九九三年度から毎年実施されているもので、三回目。県建築物震後対策推進協議会と横須賀市の共催。開催地・横須賀の判定士の参加希望が殺到したため、十五日も横須賀市独自の訓練が実施される。

訓練では、建て替え前の市営住宅を利用。建築後約四十年たった木造平屋建て、約三十五平方㍍の家屋を六棟用意し、二人一組に分かれた判定士が、「下げる」と呼ばれる系におもりといいと話していた。また、判定士発祥の地である

県内の100人参加 家屋6棟使い

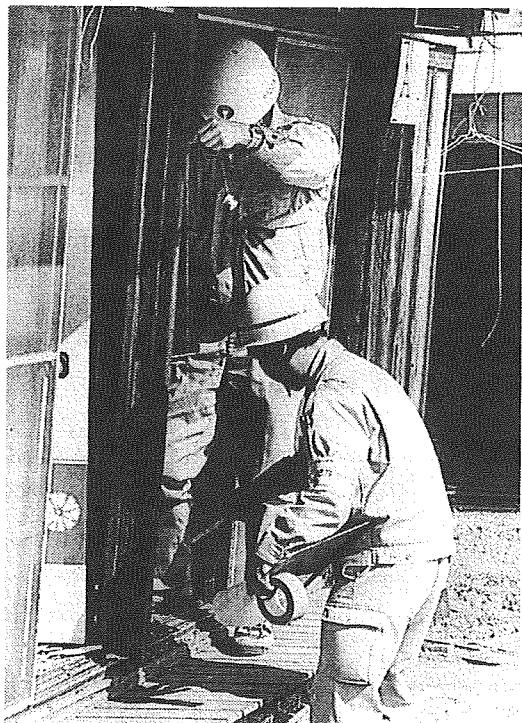
横須賀

メキシコから、JICA（国際協力事業団）を通じて県に研修に来ていた同国防災教育担当のギジェルモ・レンドンさん（四二）は日本が、必要」「危険（応急補強措置をとった後に立ち入り入る場合は十分な注意が必要）」「地震へどのような準備をしているのか見たかったが、みな非常に熱心で驚いていた」と語った。本県は全国で唯一の推進協議会を九一年に発足させた。判定士制度の整備は、建物の一階部分の傾き上がりが著しいかどうか、「建物の外観はどのくらいか」「内外装にはひび割れや落下の恐れなどがないか」などを子

(神奈川新聞 平成8年2月15日)

まず「腕磨くには経験」

応急危険度判定士の模擬訓練



「下げる」を使って
家の傾き具合を調べ
る判定士
|| 横須賀市営住宅

判定士だより'96 秋号

平成8年10月31日発行

発行 神奈川県建築物震後対策推進協議会

協議会事務局：神奈川県都市部建築指導課

〒231 横浜市中区日本大通1番地 (代表) 045(201)1111

編集 神奈川県建築物震後対策推進協議会

財団法人 神奈川県建築安全協会

編集室から

今年から応急危険度判定制度は全国展開して、各地区で講習会の実施や登録が行われています。

神奈川県は5年目に入っています。来年は初年度登録者の更新年度となります。更新日近くになりましたらご連絡をする予定ですが、どうぞ認定証の有効年月日をご確認の上ご注意下さい。

お 知 ら せ

神奈川県建築物震後対策推進協議会

かねてより講習会、認定申請等の窓口であります（財）神奈川県建築安全協会の事務所が、下記の場所に移転しましたのでお知らせ致します。

財団法人 神奈川県建築安全協会

所 在 地 〒231 横浜市中区弁天通2-21（アトム関内ビル）

電話番号 045-212-3599（代）

F A X 045-201-2281

《連絡事項》

『住所・電話番号・勤務先等』を変更された方は、『応急危険度判定士認定申請事項変更届』を（財）神奈川県建築安全協会までご提出ください。